

議案第1号

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会の解散について(案)

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会規約（以下、「規約」という。）第13条の規定により、次のとおり本実行委員会の解散、規約の廃止を行う。

1 本実行委員会の解散

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会の開催に必要な事業を実施し、規約第2条に規定する本実行委員会の目的を達成したことから、本実行委員会を解散する。

2 規約の廃止

規約については、実行委員会の解散をもって廃止する。

なお、これに伴い規約第10条第2項に基づく次の規程も廃止する。

- (1) 第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会事務局規定
- (2) 第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会会計規定
- (3) 第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会文書管理規定

また、その他運営に必要な事項として定めた要領等についても同様に廃止する。

3 残余財産の処分

残余財産はなし。

※残余財産：残余金及び備品

4 解散後の事務処理

実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁において処理する。

第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会規約（抜粋）

（目的）

第2条 実行委員会は、第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

（事務局）

第10条 実行委員会の事務を処理するため、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（予算及び決算）

第12条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（解散）

第13条 実行委員会は、大会事務の完了をもって解散とする。

（残余財産）

第14条 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、北海道教育庁に帰属するものとする

（解散後における事務の処理）

第17条 実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁において処理する。